

議 長 日程第4「議案第33号物品購入契約の締結について（令和6年度多目的トイレカー購入（繰越明許）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第33号物品購入契約の締結について（令和6年度多目的トイレカー購入（繰越明許））。令和6年度多目的トイレカー購入（繰越明許）について、次のとおり契約を締結するものとする。

1、契約の目的。令和6年度多目的トイレカー購入（繰越明許）。

2、契約の方法。随意契約とする契約。

3、契約金額。1,141万4,229円。

4、契約の相手方。岐阜県可児市瀬田800の1、株式会社トイファクトリー  
代表取締役 藤井昭文。

令和7年6月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

安全防災担当室長 それでは、議案第33号物品購入契約の締結について（令和6年度多目的トイレカー購入（繰越明許））について、御説明させていただきます。

1枚おめくりいただき、参考資料1を御覧ください。物品購入契約書の写しでございます。

今回の契約につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格700万円以上の動産の買入れのため提案させていただくものでございます。

なお、情報公開条例に基づき、参考資料1の物品購入契約書の受注者の印影及び次ページの参考資料2の入札経過調書の自書及び印影等を墨塗りにしております。

それでは、物品購入契約書の総則第1条から御説明させていただきます。

(1) 件名、令和6年度多目的トイレカー購入（繰越明許）。

(2) 品名及び規格、別紙仕様書、参考資料3のとおりでございます。

(3) 数量、1台。

(4) 契約金額、1,141万4,229円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は103万7,657円でございます。

(5) 契約保証金につきましては、松田町契約規則第40条第2号の規定に基づき免除でございます。

(6) 納入期限、令和8年3月31日まで。

(7) 納入場所は、松田町の指定する場所でございます。

第2条からは物品購入契約書の標準の条文を記載しております。先ほど議案第32号で御説明させていただきましたので、(検収)第2条から(代金の支払)第6条までを省略させていただきます。

(本契約としての成立)第7条、この契約は仮契約であり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により松田町議会の議決を得たときに本契約となるものとする。なお、松田町議会の議決を得て本契約となった場合、別に契約書は作成せず、この契約書をもって本契約書とする。

(補則)第8条、この契約条項に定めのない事項については、松田町契約規則に定めるところによる。なお、それにより難しい場合は発注者、受注者協議のうえ定めるものとするとしています。

この契約のあかしとして本書2通を作成し、当事者記名、押印の上、各自1通を保有する。

令和7年5月16日。発注者、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地、松田町長 本山博幸。受注者、岐阜県可児市瀬田800の1、株式会社トイファクトリー、代表取締役 藤井昭文。

恐れ入りますが、1枚おめくりください。参考資料2、入札経過調書でございます。最上段の欄、左から、予定価格、入札執行場所までの御説明をいたします。

予定価格は1,173万8,500円。

左から2番目の入札書比較価格は1,067万1,364円で、予定価格の消費税抜き

の価格でございます。

次の最低制限価格と最低制限価格の110分の100は工事契約の執行の場合に設けるものであり、本契約については物品購入となりますので、記載はございません。

一番右の入札執行場所につきましては、松田町役場3階の防災対策室となります。

件名、場所につきましては、記載のとおりでございます。

入札年月日は令和7年5月16日、午後0時に開札いたしました。

入札参加者の名称は、最上段の(株)トイファクトリー1社でございます。第1回入札で、1,037万6,572円で入札いたしました。この価格は消費税抜きの価格であり、この価格が最上段の左から2番目の入札書比較価格1,067万1,364円を下回った価格であるため、第1回入札で落札となりました。

最上段の右から2番目の落札価格を御覧ください。第1回入札で落札となった額に消費税を加算した金額1,141万4,229円が契約金額となります。

次ページをおめくりください。参考資料3につきましては、当該車両の仕様書になります。仕様書につきましては後ほど御高覧ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

4 番 中 津 川 物品購入についての質問が幾つかあるんですが、契約方法についてですけども、ほかのものはですね、指名競争入札でやっているんですが、この契約だけ随意契約の契約になっていますけども、随契とした理由をちょっと確認させていただきたいと思います。

参事兼総務課長 まず初めに今回の随意契約の理由でございますが、今回の多目的トイレ車両につきましては、基本的にトイレ車両だけにしてしまうと用途が限定されてしまうということで、平時は、昨日の全員協議会のほうでも御説明させていただきましたが、普通の車両として使えるのが利点で、災害時に防災のときのトイレカーとして利用するのが目的でございます。

そうしますと、こちらのほうにつきましては、現在、この脱着式の家具がで

きるメーカーが、この会社さん1社のみ特許を取っておりまして、この会社しかできない。町のほうの目的としましても、平時は通常の車として、災害時にそのような目的として使えるということで、その目的に合致している会社はここしかないということで、そういう形で今回は随意契約とさせていただいております。

以上です。

9 番 井 上 前者の質問と多少重なるんですけども、1者随意契約ということですけども、入札のですね、予定価格の設計はどうやられたのか。設計委託等をされたのか、職員で設計されたのか、その辺をお伺いいたします。

安全防災担当室長 ただいまの質問でございます。設計につきましては職員で行っているものでございます。以上でございます。

9 番 井 上 前者の質問の中でですね、随契で行った理由ということで、この会社しか、特許と言われましたか、そういうものがないということですけども、職員ではどのようにそういった特殊な座席等の単価設計をされたのか、再度お伺いをいたします。

安全防災担当室長 ただいまの質問ですけども、やはり特殊な車両ということもありまして、今回入札に参加していただいた業者さん、またこの車両がですね、トヨタの車両でございます。その辺のあたりから、会社の情報から金額を得まして、その辺の設計をさせていただいたところでございます。以上でございます。

9 番 井 上 最後になりますけれども、この会社1社しかない、随契でということの中では、見積書等を、予算要求なり、そういった部分で取ったものを参考にされたということであると、高額な1,000万円を超える金額としては適当ではないというふうに考えます。今後ですね、しっかりとした予定価格に対する設計というものを行っていただくようお願いをいたします。

議 長 要望でよろしいですか。はい。

ほかには質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第33号物品購入契約の締結について（令和6年度多目的トイレカー購入（繰越明許））について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。